

---

## 一万企業による省エネ・低炭素アクションプランの配布に関する通知

各省、自治区、直轄市および計画単列市、新疆生産建設兵団発展改革委員会、経済貿易委員会（経済・情報化工作委員会、経済委員会、工業・情報化委員会、工業・情報化庁）、教育庁（局）、財政庁（局）、住宅都市農村建設庁（建設委員会）、交通運輸庁（局）、商務庁（局）、国有資産監督管理委員会、質量技術監督局、統計局、中国銀行業監督管理委員会、エネルギー局：

「第12次5カ年計画」を着実に実施するため『要綱』を制定し、重点エネルギー使用事業所における省エネ事業の強化・推進、省エネ管理の徹底、エネルギー利用効率の向上をはかる。『国務院第12次5カ年計画における省エネ・排出削減総合事業プランの配布に関する通知』（国発〔2011〕26号）の要求に基づき、国家発展改革委員会、教育部、工業・情報化部、財政部、住宅都市農村建設部、交通運輸部、商務部、国務院国有資産監督管理委員会、国家質量監督検査検閲総局、国家統計局、中国銀行業監督管理委員会、国家エネルギー局が『一万企業による省エネ・

低炭素アクションプラン』（添付一参照。以下、『プラン』とする）を制定し、ここに配布する。確実に手配し、実施のこと。また、関係事項を以下のとおり通知する。

一、各地区、各部門および各事業所は科学的発展観を全面的かつ着実に実現するため、経済発展モデルの転換をスピードアップさせ、資源節約型・環境友好型社会をつくっていく。持続可能な発展に向けた戦略レベルを上げ、一万企業省エネ・低炭素行動実施の重要性を広く周知させる。指導を強化し、実現可能かつ具体的な計画を制定する。着実に実施し、一万企業省エネ低炭素行動の成果をあげること。

二、各地の省エネ主管部門は、関連部門（統計など）と共同で、「プラン」の定める一万企業の範囲にもとづいて、当該地区における一万企業省エネ・低炭素行動該当企業（事業所）リストを審査・提出すること。同時に、当該地区における一万企業省エネ量目標（添付二参照）および各企業の具体的状況に応じて、各企業における第12次5カ年計画省エネ目標を確定する。添付三の様式に従い、一万企業（事業所）リストおよび第12次5カ年計画省エネ目標を2011年12月30日までに国家発展改革委員会（資源節約・環境保護局）に報告・提出し、国家発展改革委員会が総括後、公表する。

三、各地の省エネ主管部門から一万企業省エネ低炭素行動担当者1名を選定し、担当者の氏名、役職、連絡先を国家発展改革委員会（資源節約・環境保護局）に報

告すること。

添付：一、『一万企業による省エネ・低炭素アクションプラン』

二、各地区第12次5カ年計画一万企業省エネ量目標

三、一万企業（事業所）状況総括表

連絡先担当者および電話番号：国家発展改革委員会資源節約・環境保護局

于瀚堯 010-68505493

王静波 010-68502453

FAX：010-68505561

国家発展改革委員会

教 育 部

工業・情報化部

財 政 部

住宅都市農村建設部

交 通 運 輸 部

商 務 部

国务院国有资产管理委员会

国家质量监督检验检疫总局

国家统计局

中国银行业监督管理委员会

国家能源局

2011年12月7日